

東京書籍『新選歴史総合』教科書 教師用指導書のご紹介



初めての「歴史総合」を、 万全のサポートで。



指導用教科書 (朱書編)

メイン資料の解説

図2はヴェルナーが1888年に描いたドイツ帝国議会の開会式。壇上の皇帝はヴィルヘルム2世。帝国議会は25歳以上の男性市民により選出され、立法権を持ち予算案の承認も行ったが、皇帝が召集・解散を行うなど、その権限は小さかった。資料1は1848年の革命挫折後、プロイセンで定められた。その後プロイセンは自由主義者の一部を支持基盤に取り込み、ドイツ帝国成立を主導した。

【教室でも、さりげなく。】

新科目「歴史総合」のスタートに合わせて、
指導用教科書(朱書編)を発行します。
判型・表紙は教科書と同じ。授業で使えます。

学習の流れ

- 導入
 - (1) 資料1・3の読み取り
 - 【発問】「プロイセン憲法と大日本帝国憲法の似ている点を読みとってみましょう」
 - 君主権が強く、国民の権利が制限されていることを読みとらせる。
 - 2章3節1・2項で学んだ立憲主義体制との相違点に気づかせたうえで、Qを提示。
 - 展開
 - (2) ドイツ・イタリアの成立
 - ドイツ、イタリアでは君主主導の国家統一が進められる過程で、立憲制が導入されたことを説明する。
 - (3) フランスでは共和制・イギリスでは二大政党制が発達し立憲

本時のねらい

- 19世紀には立憲制が広がったが、国によって差異があったことを理解する。
- 近代国家が憲法を制定した意味を考える。

メイン資料の解説

図2はヴェルナーが1888年に描いたドイツ帝国議会の開会式。壇上の皇帝はヴィルヘルム2世。帝国議会は25歳以上の男性市民により選出され、立法権を持ち予算案の承認も行ったが、皇帝が召集・解散を行うなど、その権限は小さかった。資料1は1848年の革命挫折後、プロイセンで定められた。その後プロイセンは自由主義者の一部を支持基盤に取り込み、ドイツ帝国成立を主導した。

授業中の学び

プロイセンの成長をけん引したのは、1861年に即位したヴィルヘルム(後のヴィルヘルム1世)と1862年に首相に就任したビスマルクであった。ビスマルクは初代ドイツ帝国宰相となり、演説にちなみ「鉄血宰相」とよばれた。1873年にドイツを訪ねた岩倉使節使節団はビスマルクから多大な影響を受けた。ビスマルクに惚れた者の中には、ビスマルクと同じ道を行ったという話もある。

学習の流れ

- 導入
 - (1) 資料1・3の読み取り
 - 【発問】「プロイセン憲法と大日本帝国憲法の似ている点を読みとってみましょう」
 - 君主権が強く、国民の権利が制限されていることを読みとらせる。
 - 2章3節1・2項で学んだ立憲主義体制との相違点に気づかせたうえで、Qを提示。
 - 展開
 - (2) ドイツ・イタリアの成立
 - ドイツ、イタリアでは君主主導の国家統一が進められる過程で、立憲制が導入されたことを説明する。
 - (3) フランスでは共和制・イギリスでは二大政党制が発達し立憲制が定着したことを説明する。
 - (4) オスマン帝国の立憲制導入について説明する。
 - (5) 日本の憲法制定
 - 【発問】「なぜ日本でも憲法が求められたのでしょうか」
 - 民権運動と政府の意図が異なっていたこと、しかし両者ともに近代国家には憲法が必要だと考えていたことに留意する。
 - (6) 資料1・図2から大日本帝国憲法について読みとる
 - まとめ
 - (本時のポイント)
 - 近代国家形成過程で君主権の強い憲法を制定し立憲制を導入したことをおさえる。
 - (本時の振り返り)
 - 19世紀のドイツ、フランス、イギリス、日本の立憲制の類似点と相違点をペアで説明しあう。

第30条 1)すべてのプロイセン人は、法律に基づいて権利を享受する権利を有する。

2)法律は、特に公共の安全の維持のために、本条および第9条によって保証される権利の行使を制限する。

第5条 天賦の権限を有する

第11条 天賦の権限を有する

第29条 日本臣民は法律の範囲内にて其の権利を行使す

第1条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第2条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第3条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第4条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第5条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第6条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第7条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第8条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第9条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第10条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第11条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第12条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第13条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第14条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第15条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第16条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第17条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第18条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第19条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第20条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第21条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第22条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第23条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第24条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第25条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第26条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第27条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第28条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第29条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

第30条 法律は、法律の範囲内にて其の権利を行使す

5 これからは、「憲法」が必要だ

19世紀に広がった立憲制は、どのような類似点と相違点があったのだろうか。

このページのキーワード 立憲制

立憲制の定義と新しい立憲制国家

ヨーロッパでは、1848年以降、立憲制の導入やナショナリズムによる国家形成の動きを強め、支配者もこれを無視することはできなくなった。プロイセンでは、1848年革命が挫折するなかで、君主権が強い憲法が制定された。その後、プロイセンは、軍事力と経済成長を背景に、ドイツの統一に向けて主導権を握り、宰相ビスマルクのもとで第二帝政下のフランスとの戦争に勝利した。この戦争のなかで、1871年、ドイツ帝国が成立した。

イタリアのナショナリズムも、立憲君主制を導入したサルディニア王国が主導するようになり、1861年にはイタリア統一が実現した。一方、戦争に敗れたフランスでは、ドイツとの講和に反発したパリの民衆が蜂起してパリ・コミュンとよばれる政権を一時的に樹立した。これは短期間で鎮圧されたものの、次第に共和制が定着した(第三共和政)。この時期には、イギリスでは自由党と保守党による二大政党制が発展し、両党が交代しながら政権を担当した。そのなかで選挙権も拡大され、英仏両国では立憲制の定着が進んだ。欧米において、程度の差こそあれ、立憲制が定着すると、アジアでもこれを模倣して立憲制の導入をはかる国があらわれた。

イギリスには1832年の選挙法改正があり、「投票」の権利が拡大された。フランスには1848年の憲法改正があり、「投票」の権利が拡大された。プロイセンには1848年の憲法改正があり、「投票」の権利が拡大された。

※紙面は作成中のものです。また、仕様・内容は変更されることがあります。

【授業準備の強い味方。】

1時間の「**学習の流れ**」や「**資料の活用のしかた**」、教科書のチェックやトライの**解答例**などを確認しながら、見直しを持って、ご指導いただけます。

振書例

プロイセン
1848年革命挫折 → プロイセン憲法(1850)…君主権が強い
軍事力強化・経済成長 → 普仏戦争に勝利…宰相ビスマルク
→ ドイツ帝国成立(1871)

イギリス…自由党と保守党の二大政党制が定着、選挙権拡大

●アジアにおける立憲制
オスマン帝国 ミドハト・パシャ…憲法発布(1876年)
→ スルタンが聖年停止

●大日本帝国憲法
1870-80年代 自由民権運動 → 国会開設の勅諭(1881)
1889年 大日本帝国憲法発布 ← 伊藤博文の憲法調査
・欽定憲法、天皇が統治権を持つ
・人権 法律の範囲内で認められる

資料の活用のしかた

図4は1936年に和田英作が完成させた明治聖徳記念館の壁画である。1889年に刊行された同じ場面を描いた錦絵同様、明治天皇は陸軍の正装をしており、画面手前に描かれている皇后をはじめとする女性も洋装である。この発布式の後、夫人同伴の洋風夜会が催された。欧米文化を受け入れる日本の姿勢と立憲制の定着との関連を考えさせる材料としたい。

図7は1895年発行のWilliam J. J. Spry, Life on the Bosphorusにある1877年に召集されたオスマン議会の様子。オスマン議会は憲法停止に伴い1878年から1908年まで停止された。

図10は、大日本帝国憲法で三権分立の仕組みが整ったといえるかどうか、憲法外に元老などのしくみがあることなどの議論を通じて日本の立憲制への理解を深めるために活用することができる。

解答例

チェック

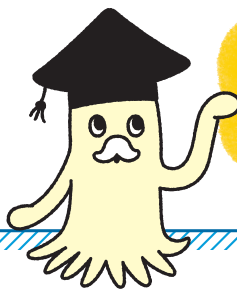
憲法内の機関：裁判所、内閣総理大臣、国务大臣、衆議院、貴族院、枢密院、陸軍、海軍

憲法外の機関：元老、内大臣、宮内大臣

トライ

自由主義者を取り込み国家を統一することにつながったほか、近代化が進んだ法治国家であることを内外に示す意味もあった。

※紙面は作成中のものです。また、仕様・内容は変更されることがあります。〈朱書編 p.63〉



教科書にある資料の解説は、従来通り別冊「研究編」に掲載されておるぞ。

授業準備だけでなく、定期テスト問題の作成などにも役立ちそうな内容が満載です。



『新選歴史総合』 教師用指導資料

- 指導用教科書(朱書編) AB判：222ページ(予定)
- 別冊「研究編」 B5判：ページ数未定
- Dマイスター・指導者用デジタルブック DVD-ROM(2枚)
本体価格 未定 ※指導用教科書のみの方売も予定しております。

